

自治体と司法ネットとのより良きかかわりを考える

田中, 孝男
札幌地方自治法研究会 | 札幌大学 : 非常勤講師

<https://hdl.handle.net/2324/14641>

出版情報 : リーガル・エイド研究. 10, pp.21-34, 2004-12-01. 法律扶助協会
バージョン :
権利関係 :

自治体と司法ネットとの より良きかかわりを考える

札幌地方自治法研究会（札幌大学非常勤講師） 田中 孝男

〔1〕 本稿の目的

平成16年5月、いわゆる司法ネット構想を実現するため、綜合法律支援法（以下「支援法」という）が国会で可決、成立した。支援法は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という）の設置や運営に関する規定のほか、自治体（法律上の「地方公共団体」のことを本稿では自治体という）にも、司法ネットの整備に必要な措置を講ずる責務を課している（第9条）。

だが、この法律や司法ネットに対する自治体の理解・認識は、極めて乏しい。司法ネットの充実はおろか、司法ネットに関する自治体の施策関係のこれまでの人的物的資源配分は削減される一方である。

そうした中で、司法ネット制度における自治体の責務の重要性を空念仏のように唱えるだけでは自治体による自発的・積極的な取組みは、ほとんど期待できない。知事や市町村長といった首長のリーダーシップに期待するのも、それだけでは他力本願である。地方分権改革による（建前上の）国と地方の対等化状況、国の地方に対する財政誘導手法の衰退を考えると、国の行政組織から自治体に指導・指示して自治体が動くという構図も的確性を欠く。

しかし、私は、司法ネットの実現に関する諸施策が自治体や地域社会にとって必要不可欠な社会的基盤であり、他の地域の政策課題に比較して決して劣らない重要な政策課題であると考えている。したがって、自治体・地域住

民にとってもためになる司法ネット・支援センターについて、自治体側も積極的に提言し、かかわるべきと考えるし、同時に、支援センターに関係する方々にも自治体をその気にさせる諸活動を展開していただきたいと期待している。

本稿は、このような私の問題意識を踏まえて、昨今の自治体を取り巻くさまざまな法・社会・制度環境の変化を念頭に置きつつ、自治体と支援センターとのより良きかわりについて、検討する。

[2] リーガル・サービス領域から後退する自治体

1. 社会関係資本としてのリーガル・サービス

水道や道路などが人々の生活にとって必要不可欠な社会基盤であるのと同様に、社会をうまくコントロールする諸制度（立法・司法・行政制度や市場経済制度など）も、社会を存続・維持するために必要不可欠なものである。最近では、これらを、物的な社会基盤と合わせて社会資本とか社会関係資本とかと呼ぶ（本稿では「社会関係資本」に統一して用いる）^(注1)。社会関係資本は、生存権保障（憲法第25条第1項参照）の観点から、ナショナル・ミニマムとして全国にあまねく整備されることが期待されることになる。

そして、法による紛争の解決に必要な情報やサービス（支援法第2条参照。以下「リーガル・サービス」という）の提供に関する体制の整備は、まさに、司法という社会関係資本の整備をすることを意味する。実際、「司法インフラ」という言葉もよく聞かれる。

自治体は地域住民の人権保障や福祉向上に尽くすべき団体であり、水道や生活道路など地域の社会関係資本の多くの分野の維持・整備を担っている。そうした中で、生活苦などによる自殺者の急増、犯罪の激発などを考えれば、自治体の健全な基礎を成り立たせるためにも、司法インフラの充実が今こそ重要であり、自治体がその存立目的を果たすためそれ相応の政策・施策を展開することが必要になるように見える。

2. 現状

ところが、結論からいって自治体は、現在、リーガル・サービスの領域から大きく後退し、撤退しているといっても過言ではない。

たとえば、平成15年度の財団法人法律扶助協会（以下「協会」という）の事業の財源総額約103億円のうち自治体からの補助金は、約8,280万円、構成比にしてわずか0.8%である。また、この補助金額は、ピーク時の平成9年度（約1億1,600万円）から3,300万円、約30%も減少し、かつ、毎年減少し続けている^(注2)。地方財政の悪化とともに、この補助金について削減や廃止を主張する自治体関係者は数多い^(注3)。

次に、自治体とくに都道府県が自ら担ってきたリーガル・サービスの一つである消費者相談・消費者行政の縮小がある。2004年に消費者保護基本法が改正され（題名も「消費者基本法」に改正）、消費者の権利が明記されるなど抜本的に改められた。そこで、関係者は、自治体による消費者行政のより一層の充実化を期待しているかもしれないが、現実には、それと正反対の状況になっている。すなわち、もともと自治体の事務に占める消費者関係事務の割合は非常に小さいものであったが、近年は、職員数でも予算規模でも他の分野の削減以上の大幅な消費者政策・行政の削減の憂き目に会っている^(注4)。

3. 自治体がリーガル・サービス領域から後退する主張根拠

法律が自治体における各種のリーガル・サービスの充実強化を求めても現実がそうならない理由を財政問題や関係者の意識の低さに求めるだけでは不十分である。後退には、さらに次の自治体側の言い分がある。

第一は、司法は国が担うべき事務であり自治体の事務ではないというものである。リーガル・サービスのナショナル・ミニマムを強調すればするほど、それは「国が果たすべき事務」であって「自治体の事務」ではなくなる。支援センターが特別なものと扱えば扱うほど、自治体は、この領域から引いていく。

第二は、昨今の自治体現場における民営化・民間化・民間経営手法の行政

運営手法への導入論の影響である。これは、New Public Managementとか、Public Private Partnershipsとかと呼ばれる思想に基づくものであるが、もともとは、極端な市場万能（信仰・崇拜）を考え方の基礎に置く「新自由主義」に由来する。この考え方は、むしろ市場原理主義と呼ぶべきかもしれない。今日の日本の各種社会制度改革は、司法制度改革も含め、この新自由主義（市場原理主義）の影響を多分に受けているが、そこでは、行政・政府による過剰な保護や規制は撤廃し、あらゆることが市場において自己責任で行われるべきことが求められる。その結果、あらゆる分野でいわゆる弱者の保護に関する施策・政策が著しく後退している。自治体のリーガル・サービスからの後退・撤退も、このような思想に基づいている。

第三は、支援法が行政訴訟の支援も含むものであること^(注5)への忌避・反発である。行政への訴訟に関する協会による代理援助は、年間数万件の総援助の中でわずか十数件にすぎないが、責任追及を受ける立場にある自治体幹部職員の中には、こうした活動をする団体に財政的な支援をすることは敵を援助することになり、不適切だという者がいる。

さらに、反法治国家的な自治体運営の伝統^(注6)が、自治体有力者のリーガル・サービスへの冷淡さ（非法的な問題解決への志向）を増幅している。

もちろん、これらの言い分は、全くの無知・無理解ないし誤解から生じているものだが、まずは、これを解くことから、議論を始める必要がある。

[3] 自治体リーガル・サービス撤退論への反論

1. 自治司法権ないし自治体の司法政策構想の余地

中央省庁や裁判所の関係者にとっては容易には受け入れ難いものかもしれないが、司法権は国（中央政府）に専属すべきものという考え方を、まず見直す必要がある。確かに、憲法第76条第1項は「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」と規定しているが、司法権が国に専属するとは規定していない^(注7)。

そして、憲法第94条の文言から直接は読み取りにくいものの、自治体にも司法権が付与されるべきものであることは、憲法学や政治学あるいは弁護士の一部では、かなり古くから提唱されてきたし、今日改めて注目されている。各地弁護士会の地域司法計画論・運動はこうした考え方に近いものがあるし、PHP総合研究所の「地方公共団体における司法的機能の拡充－地方政府の確立と司法分権をめざして－」（1999年）は、限定的ながら、自治体における第三者的な法的紛争処理機関の設置を政策提言している^(註8)。自治体の人事委員会や都道府県労働委員会が準司法的機能を担っているにとどまるという現状を考えれば、下級裁判所組織を直ちに自治体の機構に組み込むべきと主張するつもりはないが、ある程度の司法権あるいは司法の機能が自治体に付与されていることは否定すべきものではない^(註9)。

そこで、自治体に司法権ないし司法的な機能を分担することを一定程度認めた上で、少なくともその地域公共的な事務・事項に関する「司法あるいは法的な紛争解決」も自治体の事務と構想することが妥当である。司法は「自治体の事務」ではないとする考え方は、この点で妥当ではない。

2. 住民福祉の向上にとっての司法ネット充実化の意義

次に、リーガル・サービスや司法ネットへの自治体の関与が、自治体の存立目的（住民福祉の向上）にとっても重要なことについてみていく。

(1) 民事法律扶助

近年の経済・雇用情勢を反映し、協会による民事法律扶助（法律相談援助、代理援助、書類作成援助）の役割が高まっている。平成15年度の実績をみると、援助を受けた方の4割は無収入であり、生活保護を受給している方も3割近くおり、さらに、援助内容に関する事件の8割近くは多重債務の事件である。民事法律扶助を受けるような方々は、当該扶助以外の生活の様々な場面で多くの困難に遭遇している。つまり、援助を受けるような方々の多くは、何らかの形で、自治体（とくに第一線サービスを提供する市町村）の福祉サービス等とのかかわりを持っている。さらに、地方税や国民健康保険料、公

営住宅の家賃、子息の学校給食の給食代、水道料・下水道料金の未払などで、自治体との間に法的問題を持たざるをえなくなっているおそれがある。また、弁護士過疎地域では、司法書士・行政書士等のほか、町村役場の職員が、消費者問題や債務問題の相談を事実上受けざるを得ないという現状がある^(注10)。

自治体が住民に提供できる福祉等のサービスや素人の生兵法的リーガル・サービスだけでは、住民が侵害されている自らの権利を的確に回復することはできない。自治体の各種サービスは、リーガル・サービスと補い合って、住民の幸福に役立つものとなる。また、先に述べた小規模町村で支援センターなどによるリーガル・サービスが充実すれば、役場の非専門家によるサービスを縮減し、関係職員を他の業務にシフトすることができるようになる。

(2) 刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助・犯罪被害者法律援助

協会が行い、支援センターが行うこととなっている刑事関係の援助は、いま自治体が担っている仕事との関連性は多くないように思われがちである。

ところで、現在、犯罪の増加など、各地で治安の悪化が深刻化している。「安全・安心なまちづくり」は、(その施策が住民の人権にとって多少危険な側面を有するものの)自治体にとって焦眉の課題である。

各地で犯罪を生まないまちづくりのあり方が模索されているところであり、その一つの方策として犯罪被害者に対する支援の重要性が指摘され、一部の自治体で被害者支援のための施策が地域の自主的立法である条例の制定なども含め総合的に講じられつつある^(注11)。

したがって、少なくとも協会や支援センターの行う刑事被害者等援助は、自治体の「安全・安心な」まちづくりのネットワークを構成するものとなる。

(3) 自治体によるリーガル・サービスの提供

自治体では、どこでも、事業、家族、生活や行政などに関する住民相談の窓口を設けている。弁護士に依頼してなされる無料の弁護士相談は、どこでも需要が非常に高い。

また、近年、消費者相談が、関係部局のあるどの自治体でも、先に述べた

予算・職員の削減とは反比例して、急増している。相談員の充実化が追いつかず、相談による被害者の救済や被害の未然防止をなかなか行えなくなっている。

その点で、司法ネットの充実は、事実上、縮小する自治体によるリーガル・サービスの穴をカバーするものである。ただし、そのことの強調は、自治体によるリーガル・サービス撤退に拍車をかけるので、注意が必要である。

この場合、自治体が提供するリーガル・サービス撤退論の思想背景にある自己責任論に関する誤解を解かなければならない。

そもそも、現在行われている新自由主義（市場原理主義）的改革は、政府による社会経済分野等への事前の行政的な関与・介入を縮減・廃止し、法に基づく公正で透明なルールの下で、違反行為に対して事後的にチェックすることを前提としている。結果が不公正なルール・取引で行われるのであれば、政府がその是正のために必要な権限を行使し、関係者に必要なサービス（リーガル・サービス）を提供することは、むしろ、思想的に当然必要なことである。なお、消費者相談の急増は、むしろ、市場における取引結果が不公正である場面が拡大していることを意味しているのであって、それへの対応は、（自治体がそのような不公正な市場を設計したという原因者ではないものの）住民の福祉向上という任務を持つ自治体にとって、必要なことといえよう。

3. 法治国家（法治自治）への標準装備としての司法ネット

自治体は、国の行政機関と同様に、一般的には、政策課題の法的な解決を忌避し続けて今日に至っている。司法制度改革とほぼ同時期に進められた地方分権改革は、自治体における法治主義の確立を目指したとされているが、実務にはこれまでの組織運営にほとんど良い影響を及ぼしていない。

たとえば、国と自治体間の紛争を解決するための仕組みとして鳴り物入りで導入された制度として、国地方係争処理委員会による係争処理制度というものがある（地方自治法第250条の7以下）。これは、国が自治体の活動に対して行う関与（指示や不承認）に対し、自治体が（中立的な）当該委員会

に係争処理の申立てをし、そこでの審査結果に不服があれば、裁判で争うことができるという仕組みだが、本制度は、平成12年に導入されて以来、わずか1件しか利用されたことがなく^(注12)、制度的な問題もあると指摘されていることもあって、現在はほとんど機能していない。

しかし、「法」化社会の到来は、自治体現場にも及んでいる。地域独自の権利義務にかかわる条例の制定が増えつつあるし、自治体の活動をめぐる課題が裁判などの法的な仕組みで処理されることが増えてきた^(注13)。自治体当局の組織運営体質も、裁判で否定されることによって、改めざるを得なくなる。

また、行政に対する訴訟を援助する組織に補助を出すことは敵に塩を送ることと考えていることは、訴訟における武器対等の原則に反するものである。民事法律扶助は経済的に困っている方に対するものだが、これは、援助を受ける方の経済的な面での法的紛争処理手続における事実上の劣位を、多少なりとも是正することに役立つ。その点で、援助は、広い意味での訴訟における武器対等を実現する手段である。そうした機能を果たす組織への補助をすることがおかしいと主張することは、公正な裁判を否定することと同義であり、反法治国家的で不当な見解である。

なお、地域社会において、物事が法的に扱われ、解決され、権利が確立されるためには、地域住民が物事を法的に考えて処理する能力（法的リテラシー）が向上されなければならないし、法的物事を処理する仕組みが利用されやすくならなければならない。

前者は、学校教育から社会教育・生涯教育の分野で「法」教育が重要であることを意味するし、後者は司法を利用しやすくすること（司法ネットの充実化）が必要であることを意味する。

4. 先駆的な取組事例

近年、わずかながら、地域における司法機能や司法ネットの充実化に向けた取組みを積極的に行う自治体が出てきた。

たとえば、鳥取県では、現知事の下で、消費者相談の充実、法曹過疎への

対処（公設弁護士事務所設置支援）、準司法的な紛争処理機関の条例による設置、県の活動に関する裁判を嫌がらない庁内姿勢への転換などがなされているという^(注14)。

また、北海道ニセコ町では、地域の司法参加実行計画として、札幌弁護士会と協力しながら、行政当局と弁護士会との事例研究会、住民の法教育活動（小中高校での教育を含む）、職員の法的研修の充実化を図ることができないかなどを、検討している。まだ、弁護士会と協議を数回行った段階だが、今後が注目される取組みである。

[4] 支援センター・司法ネットと自治体とのかかわりに関する試論

これらを踏まえ、支援センター（の事業）と自治体との関係をいかに構築すべきかについて、試論的に、いくつか述べておく。

1. 支援センターへの補助・拠出

まず、支援センターへの自治体による補助・拠出についてである。おそらく法務省、裁判所、支援センター、協会関係者が最も期待している事柄と思われる（支援法第17条第3項の規定による増資も含めて考えてよからう）。しかし、上記のとおり自治体当局の誤解を解いたとしても、地方財政が悪化している現在において、当該補助・拠出は、他の政策課題と同じ制約の中で優先度が判断されることになる。そして、これら補助等は、自治体内の義務的経費（法律上の実施義務があるなどによって経費が義務的に発生するもの）とは考えられていないから、そのままでは、金額増加は、期待できない。

そこで、まず、法務省が各自治体に、割当的な財政負担を求めることがあり得る。このような行為は地方財政法第4条の5（割当的寄付金等の禁止）に違反するし、同省からの補助が自治体にはほとんどない（人権啓発費などごく一部）ことから、金銭面で自治体を牛耳ることもできない。何より、そ

のような行動自体が反法治国家的である。結果として、有効とは思われない。

次に、政治運動的に、全国知事会など地方六団体といった全国的な自治体連合組織などへ、有力者を通じて働きかけることなどが考えられる。しかし、その手法では、他の諸陳情と同列のものになるので、それによって金額増が容易に得られるとは考えにくい。

なお、自治体の補助金を受けたとき、支援センターが全く自由にこの補助金を費消できるものではない。自治体の補助のルール（適切な申請、対象事業の明確化と対象事業に要した経費の明確化、年度経過後の所定期間内での精算、自治体の関係職員・監査委員による検査や監査を受ける義務）も遵守する必要がある。そうでなければ、自治体側が住民に補助の正当性を説明できず、結果として補助を続けられなくなる。

このように考えると、支援センターと自治体との間で何らかの契約を結び、自治体ないしその住民への特別なリーガル・サービスを提供することで相当の対価を得る仕組みの方が、自治体との関係強化と実際の収入確保に資するようと思われる。支援センターの業務方法書（支援法第34条第2項第3号）に何が記載されるか明確でないが、支援センターの契約弁護士が自治体の顧問弁護士のな仕事を取り扱う仕組み（支援法第30条第2項関係。過疎地域で有効ではなからうか）などを構想することができるだろう。

また、物的な支援も考えられる。たとえば、支援センターの地域の事務所（支援法第16条第2項）は、多くは協会支部を引き継ぐものと思われるが、事務所を増設する際に、自治体の公共施設を無料あるいは低廉な額によって使用することが考えられる。こうした物的援助も財政的な支援で自治体にあっては所定の適正な手続により行われることになるが、遊休的施設のあるところでは、補助よりも容易に自治体が行いやすい支援である。

2. 支援センターと自治体の組織的・人的交流

第二に、支援センターと自治体との間の人的交流を検討する必要がある。

これは、地域・利用者の声を聴くという協議会（支援法第32条第4項）に求められる役割とは異なる。

たとえば、民事法律扶助を受ける方々は、自治体の各種窓口との接点を持つ人が多い。そこで、支援センター側でも、自治体の業務（の実態や当局の考え方）について知見を深めておくことが、自らの業務の質を高める上で有用である。自治体側も、福祉サービス等と密接不可分でありながら自治体職員には十分な知見がない専門的なリーガル・サービスの実態を知ることは、福祉サービス等の質を高めるために重要である。

まずは、お互いの業務を知るという点を主眼とした定期的な相互研修会を開催し、段階を追って、自治体職員の支援センターへの短期的な研修派遣を受け入れるようにしたり、支援センター事務局の常勤の職に自治体職員を派遣したりすることを提案したい（ただし、自治体職員の支援センター常勤の職への派遣には地方公務員関係の法律や政令の改正が必要）。

このような人的交流の拡大は、関係者が自治体の主要なポストに就くことによって、補助予算獲得などの点で、中長期的に良い影響を及ぼすことが期待できる。ただし、多くの自治体組織では外郭団体等に派遣されることはいわゆる出世街道にはなっていない。また、外郭団体等への派遣も、自治体組織本体の人員削減と同様に、その規模を縮小している。その中で、自治体派遣者を支援センターの単純労働力の補完者として扱うような仕組みにすると、派遣への誘引を欠き、かえって派遣者に劣等感や支援センターに対する怨嗟などを生みかねないので、注意が必要である。

なお、司法制度改革によって、大量の弁護士が生まれ、さまざまな社会・生活領域で活躍することが期待されている。とくに、大規模自治体には、こうした弁護士となり得る資格を持つ、あるいは法科大学院卒の職員が少しずつ増えることも予想される。支援センターが法科大学院教育にどの程度具体的にかかわりあうのかよく分からないが、支援センターへの派遣は、こうした資格（法科大学院卒）を持つ自治体職員のキャリア・パスとなると思われる。

3. 優遇措置

第三に、他の自治体より支援センターに対する人的・物的な支援をより積極的に行ったり、支援センターとの交流が深い自治体を優遇したりすることが考えられる。個々の相談者を差別することは許されないが、巡回相談場所の設置について支援センター支援に厚い自治体から優先したりするようなことは、(他の社会問題の発生状況なども注意しなければならないが、) あってよいのではないか。

この場合、補助等の絶対額の多寡で優遇措置を考えると、大規模自治体や財政的に比較的余裕があって補助等を行いやすい都市部自治体が有利となる可能性がある。司法ネットは、全国あまねくリーガル・サービスが国民に提供されることを目標としているので(支援法第2条)、そうなると司法ネットに偏りが生じて適切ではないものになる(もちろん、都市が地方より常にリーガル・サービスが充実しているとは限らないが)。支援センターへの補助や司法ネット充実にあつぎする施策の金額が自治体の一般会計歳出に占める割合などを、比較の際の指標とすべきだろう。

[5] 今後の検討課題

以上、多少思いつくままに、支援センターと自治体との良いかかわり方について検討してみた。私は、司法ネットやリーガル・サービスの充実が、地方自治・住民福祉の向上の面でも不可欠のものとする立場だが、各地が財政危機状態の中で取り組んでいる諸改革を考えると、単純な予算増加を叫んでも状況は改善しないことも痛感している。すっきりした施策を提示することができなかった。

支援センターの仕組みにも不満がある。たとえば、仮に自治体が支援センターの資本金増資に拠出しても(支援法第17条第2項)、国は法務大臣が支援センターとかかわれるのに、自治体は、出資に対する権利に相当するような権限が法律上何もない。自治体増資が本当に行われるのであれば、せめて

中期目標、中期計画、財務諸表等への意見提出権といった自治体の権限を法律において付加すべきことを提案しておきたい。

また、当該増資相当の拠出額をもって、自治体が、今後準則主義に改められる非営利法人（公益性を有するもの）を設立して、業務的には消費者相談なども含めより広いリーガル・サービスを扱うという仕組みも考慮したかどうか（自治体版支援センター）。もちろん、自治体が地域の法曹関係者の理解・協力なしにこうした機関を置くことはほとんど不可能であるが、司法ネットを多面的に充実化させるということも、今後、広く検討したい。

なお、本稿では自治体の消費者相談等の自治体が従来から担当していた司法ネット関連のリーガル・サービスの充実・再強化のあり方、あるいは地域におけるいわゆるADR（裁判外紛争処理）機能とのかかわりについて、論じることができなかった。他日を期したい。

注1 諸富徹『環境』（岩波書店、平成15年）59頁以下参照。

注2 協会の平成15年度事業報告書付表21より。

注3 たとえば、札幌市が平成16年9月22日に発表した「財政構造改革プラン（案）」によれば、平成16年度予算でわずか76万5千円しかない協会への補助金を、さらに削減することをインターネット上で公表している（下記を参照）。

<http://www3.city.sapporo.jp/gyousaiji/kaiken/shiryou/20040922/zaisei.pdf>

注4 「2003年度消費者行政チェックポイント調査報告書」によれば、平成11年度から平成15年度までに約20%の職員と、約30%の消費者関係予算（生協を除く）が削減されている。同報告書は、次のサイトから入手可能。

<http://www.shodanren.gr.jp/database/098.htm>

注5 このことを取り上げるものとして、阿部昌樹「法環境の変化と自治体の訴訟実務」『季刊自治体学研究』（神奈川県自治総合研究センター）第89号（平成16年9月）32～33頁参照。

注6 現場の職員は法律・条例を読むことなくマニュアルで仕事をしている、住民の不服には行政指導などにより対処し、法律に基づく行政不服申立てや訴訟を提起させないなど、事例には事欠かない。

注7 司法の事務を国に専属すると明記していた旧地方自治法第2条第10項の規定内容は、地方分権改革（平成12年4月1日）の一環として、削除されている。

注8 <http://research.php.co.jp/seisaku/report/00-39.pdf>を参照。

- 注9 自治体の司法権についての学説の整理や現行法の解釈を行ったものとして、田中孝男「自治体司法制度の可能性を探る－総合行政不服審査機関創設を一例にして」鈴木庸夫（編）『自治体法務改革の理論』（勁草書房、近刊）を参照。
- 注10 亀井真紀「司法過疎解消の必要性和制度の課題」『ジュリスト』1262号（平成16年2月15日号）57頁参照。
- 注11 『季刊自治体学研究』（神奈川県自治総合研究センター）第88号（平成16年3月）は特集として「犯罪を生まない地域づくり」をテーマとしていて、諸論文と各地の事例を取り上げている。
- 注12 横浜市が勝馬投票権発売税という独自の市税を課税しようとして制定した条例について総務大臣が同意しなかったため横浜市が提起した地方自治関係では有名な事件。国地方係争処理委員会の審査結果は、黒白をつけるものではなく協議続行を求めるという中途半端な勧告（平成13年7月24日）だったため、勧告後3年を経過した現在でも事件は全く解決していない。
- 注13 自治体を当事者とする訴訟（民事・行政事件）が増えてきていることは、各種統計から明らかだし、阿部昌樹『争訟化する地方自治』（勁草書房、平成15年）に、自治体に「法」化が訪れている多数の事例が挙げられている。
- 注14 前掲『ジュリスト』1262号の座談会「司法ネット構想の課題」における片山・鳥取県知事の発言。